各都道府県障害保健福祉主管部(局)御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

令和3年度向けデータ標準レイアウト改版の使用開始時期について

日頃より、障害保健福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府大臣官房番号制度担当室及び総務省大臣官房個人番号企画室より、「令和3年のデータ標準レイアウト改版の実施時期について」(令和2年7月10日付事務連絡)(別添)(以下「連名事務連絡」という。)が発出され、令和3年度向けデータ標準レイアウトの使用開始想定時期及び令和3年度の地方税関係情報を必要とする事務手続の留意事項等が示されたところです。

各都道府県におかれましては、別添の連名事務連絡の内容をご確認・ご理解いただいた上で、管内市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)へ周知していただくようお願いいたします。

事 務 連 絡 令和2年7月10日

各府省番号制度主管課 御中

内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室

令和3年のデータ標準レイアウトの年次改版の実施時期について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法 第22条第1項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについ ては、毎年1回、年次改版を実施することとしております。

令和3年の年次改版については、同年6月14日頃に実施することを想定しておりますので、お知らせいたします。改版に係るマスター配信、機関間試験、副本登録等のスケジュールについては、現時点では、別添「令和3年データ標準レイアウト改版の全体スケジュール」のとおり想定しておりますので、参考にしてください(本事務連絡は、上記改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日(以下「運用開始日」という。)を決定したことをお知らせするものではありません。運用開始日については別途正式に通知します。)。

なお、事務処理に当たり令和3年度(令和2年分所得)の個人住民税の課税情報を必要とする事務手続については、昨年度同様、特に留意が必要となります。 原則として、運用開始日以降は情報連携により、事務処理を行う必要がありますが、受理した申請を標準処理期間内に処理する必要がある等のやむを得ない事情で、情報連携による事務処理が困難な場合は、該当市町村への文書照会等、極力申請者の負担が少ない方法により事務処理を行うことが適当ですので、必要に応じ、周知・要請をお願いします。

貴課におかれましては、本事務連絡の内容につき、関係制度所管課を通じて、 情報照会機関・情報提供機関となる行政機関、地方公共団体等に対する周知をお 願いします。

(以上)

令和3年データ標準レイアウト改版の全体スケジュール (想定)

令和2年7月10日時点

									1141477	. 1 Д 10 Н
	令和2年度						令和3年度			
	7月		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
マイルストーン	▲ R3.6版のデ レイアウト				配信マ	▲ *スター事前	>	版の情報連携 ※具体的な期 本番		1 0
					接続検証用マスター配信等					
作業		//	法定事務に保 変更申請等 独自利用 事務届出	そ る						
	既存シスラ			テム改修・団体内試験等			機関間試験			
								副本登録		